

相互協議手続に関するガイダンス (Q&A)

令和 7 年 6 月

国税庁相互協議室

このガイダンス（Q&A）は、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1－39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）の内容（注 1）を補足するものです。また、本ガイダンスは、BEPS 行動 14 最終報告書（2015 年 10 月公表）の勧告（注 2）に沿ったものです。

相互協議の申立てを行うに当たっては、上記事務運営指針についてもご確認ください。

（注） 1 令和 4 年 2 月 14 日付で改正された内容（令和 4 年 2 月 14 日付官協 1－11 ほか 8 課共同「相互協議の手続について」の一部改正について（事務運営指針）、以下本ガイダンスにおいて「令和 4 年改正指針」といいます。）に基づいて作成しています。

2 BEPS 行動 14 最終報告書 勧告 2.1（仮訳）

各国は、相互協議手続を利用するための規則、ガイドライン及び手続を公表すべきであり、納税者が当該情報を利用できるよう適切な措置をとるべきである。各国は、相互協議に係るガイダンスが明確であること及び公に容易に入手できることを確保すべきである。

目 次

1. 相互協議の概要

- Q1-1 相互協議とはどのような手続でしょうか。
- Q1-2 相互協議の目的は何でしょうか。
- Q1-3 租税条約には相互協議を実施する根拠となる規定があるのでしょうか。
- Q1-4 相互協議事案の件数の状況について教えてください。
- Q1-5 どのような国と相互協議が可能でしょうか。
- Q1-6 相互協議を取り巻く国際的な状況を教えてください。
- Q1-7 相互協議の申立てを行ってから相互協議手続が完結するまでどのくらいの期間がかかりますか。
- Q1-8 相互協議を申し立てる際に特に留意すべき事項を教えてください。

2. 相互協議の手続

- Q2-1 誰が相互協議の申立てを行うことができるのでしょうか。
- Q2-2 相互協議を申し立てるための手続を教えてください。
- Q2-3 相互協議の申立て前に国税庁に相談ができるのでしょうか。
- Q2-4 事前相談はいつまでに行う必要がありますか。
- Q2-5 事前相談の際には、どのような資料を用意する必要がありますか。
- Q2-6 相互協議申立書の様式について教えてください。
- Q2-7 相互協議申立書に添付が必要な書類を教えてください。
- Q2-8 相互協議の申立てや事前相談において、国税庁に対して手数料を支払う必要はあるのでしょうか。
- Q2-9 相互協議の申立てはいつまでに行う必要があるのでしょうか。
- Q2-10 相互協議の申立てを行うことができる具体例を教えてください。
- Q2-11 租税条約の規定に適合しない課税を受けました。課税が行われた国の国内法に基づいて不服申立てを行うこととしていますが、これと併せて相互協議の申立てを行うことはできますか。
- Q2-12 相互協議申立書について提出後に不備があることが判明しました。どのように訂正を行えばよいでしょうか。
- Q2-13 事前確認に係る相互協議の手続を教えてください。
- Q2-14 相互協議の申立てを行った場合であっても、相互協議が開始されないことはあるのでしょうか。
- Q2-15 当社は、連結グループとして既に相互協議の申立てを行っておりますが、グループ通算制度へ移行後の手続を教えてください。
- Q2-16 相互協議において、申立者はどのような協力を行う必要がありますか。
- Q2-17 相互協議において合意案がまとまった場合、国税庁相互協議室からどのような連絡があるのでしょうか。
- Q2-18 国税庁相互協議室から、「相互協議の合意について（通知）」を受領しまし

た。この後、何か手続を行う必要はあるのでしょうか。

Q2-19 相互協議において合意に至らない場合もあるのでしょうか。

Q2-20 相互協議の継続が必要なくなったため、申立てを取り下げたいのですが、その場合の手続を教えてください。

Q2-21 相手国等の税務当局から移転価格課税に係る相互協議の申入れがあった場合の手続を教えてください。

3. 仲裁

Q3-1 租税条約上の仲裁手続とはどのようなものなのでしょうか。

Q3-2 誰が仲裁の要請を行うことができるのでしょうか。

Q3-3 仲裁の要請を行うための手続を教えてください。

Q3-4 仲裁の要請を行う場合、手数料を支払う必要はあるのでしょうか。

Q3-5 仲裁の要請を行う際の留意事項を教えてください。

4. 移転価格課税等に係る納税の猶予制度

Q4-1 移転価格課税等に係る納税の猶予について教えてください。

Q4-2 誰が納税の猶予を申請することができるのでしょうか。

Q4-3 納税の猶予を申請するための手続を教えてください。

Q4-4 納税の猶予申請書に添付が必要な書類を教えてください。

Q4-5 納税の猶予の担保にはどのようなものがあるのでしょうか。

Q4-6 納税の猶予を申請しました。申請の結果についてはどのような連絡があるのでしょうか。

Q4-7 納税の猶予期間中に留意すべきことがあれば教えてください。

Q4-8 複数の相互協議に係る納税の猶予を受けています。今般、国税庁相互協議室から、一部の相互協議において合意に至った旨の連絡を受領したのですが、納税の猶予の取扱いはどうなるのでしょうか。

Q4-9 納税の猶予が取り消されることはあるのでしょうか。

Q4-10 地方税について、納税の猶予に相当する制度はあるのでしょうか。

5. 日台民間租税取決め関係

Q5-1 日台民間租税取決めの中で規定されている相互協議の取扱いについて教えてください。

用語の意義

このガイダンスにおいて使用している用語の意義は、次のとおりです。

用語	意義
租税条約	我が国が締結した、所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約並びに遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をいいます。
租税条約等実施特例法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)をいいます。
租税条約等実施特例省令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和 44 年大蔵省・自治省令第 1 号)をいいます。
移転価格事務運営要領等	平成 13 年 6 月 1 日付査調 7・1 ほか 3 課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領、平成 28 年 6 月 28 日付査調 7・1 ほか 3 課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領又は平成 29 年 3 月 31 日付課個 8・5 ほか 3 課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領をいいます。
恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等	平成 28 年 6 月 28 日付査調 7・1 ほか 3 課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領又は平成 29 年 3 月 31 日付課個 8・5 ほか 3 課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領をいいます。
納税の猶予	租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(第 41 条の 19 の 5 第 13 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。)及び第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶

	予》（第 66 条の 4 の 3 第 14 項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第 67 条の 18 第 13 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予をいいます。
納税の猶予等の取扱要領	平成 27 年 3 月 2 日付徴徴 5－10 ほか 1 課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」（事務運営指針）において定める納税の猶予等の取扱要領をいいます。
事前確認	移転価格事務運営要領等に定める事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいいます。
確認申出書	移転価格事務運営要領等に定める「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」、「内部取引等に係る事前確認の申出書」又は「個人の内部取引等に係る事前確認の申出書」をいいます。
相手国等	租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいいます。
国税庁相互協議室	国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいいます。
連結親法人	所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 2 条第 12 号の 6 の 7《定義》に規定する連結親法人をいいます。
連結子法人	令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいいます。
移転価格課税	我が国における租税特別措置法第 66 条の 4 第 1 項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいいます。
移転価格課税等	移転価格課税又は我が国における租税特別措置法第 40 条の 3 の 3 第 1 項《非居住者の内部取引に係る課税の特例》、第 41 条の 19 の 5 第 1 項、第 66 条の 4 の 3 第 1 項若しくは第 67 条の 18 第 1 項の規定に基づく課税若しくは相手国等におけるこれらに類する課税をいいます。
国外関連者	租税特別措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいいます。
居住者	所得税法第 2 条第 1 項第 3 号《定義》に規定する居住者をいいます。
内国法人	法人税法第 2 条第 3 号に規定する内国法人（同条第 8 号に規定する人格のない社団等を含みます。）をいいます。
非居住者	所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者をいいます。

外国法人	法人税法第2条第4号に規定する外国法人（同条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）をいいます。
申立者	我が国において相互協議の申立てを行った個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）をいいます。
日台民間租税取決め	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めをいいます。

1. 相互協議の概要

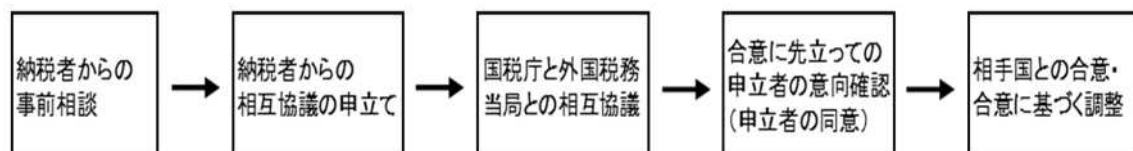
Q1-1 相互協議とはどのような手続でしょうか。

○ 相互協議 (MAP: Mutual Agreement Procedure) とは、租税条約の規定に基づき、主に以下の事項について、租税条約締結国等の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

- ① 一方の又は双方の締結国等の措置による租税条約の規定に適合しない課税
- ② 独立企業間価格の算定方法等に係る事前確認 (APA: Advance Pricing Arrangement)

(注) この Q&A では、上記①に係る相互協議事案を「課税事案」、上記②に係る相互協議事案を「事前確認事案」と記載しています。

(参考 1) 基本的な流れ (課税事案の場合)



○ 詳細については、「[相互協議の手続について \(事務運営指針\)](#)」をご覧ください。

(参考 2) 基本的な流れ (事前確認事案の場合)



○ 詳細については、「[移転価格事務運営要領の制定について \(事務運営指針\)](#)」をご覧ください。

Q1-2 相互協議の目的は何でしょうか。

○ 租税条約は、二重課税の排除を一つの目的として締結されるものです。しかし、租税条約が締結されていたとしても、一方の又は双方の締結国等の措置によって租税条約の規定に適合しない課税が行われることにより、国際的な二重課税が生じることがあります。相互協議は、主に、このような二重課税を排除することを目的としています。

Q1-3 租税条約には相互協議を実施する根拠となる規定があるのでしょうか。

- 一般に、租税条約には、相互協議の手續について定めている規定（相互協議規定）があり、この規定が相互協議を実施する根拠となります。例えば、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の場合、第 25 条が相互協議を実施する根拠となる規定です。

（参考）我が国が締結している租税条約は、おおむね経済協力開発機構（OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development）が作成しているモデル租税条約（OECD モデル租税条約）に沿った規定を採用しています。OECD モデル租税条約には、以下の相互協議規定が設けられています。

OECD モデル租税条約第 25 条（仮訳）

1. 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者又は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以内に、しなければならない。
2. 権限のある当局は、1 の申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
3. 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
4. 両締約国の権限のある当局は、2 及び 3 の合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。
5. a) 一方の又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1 の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局から求められる全ての情報が両締約国の権限のある当局に対して提供された日から 2 年以内に、2 の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項について、いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該

事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

Q1-4 相互協議事案の件数の状況について教えてください。

- 我が国の相互協議事案の発生件数（納税者から相互協議の申立て又は相手国等からの相互協議の申入れがあった件数）は、増加傾向にあります。
- 詳細については、「[相互協議の状況について](#)」をご覧ください。

Q1-5 どのような国と相互協議が可能でしょうか。

- 我が国が締結している租税条約のうち 70 以上の租税条約において、相互協議規定が設けられています。
- 詳細については、「[相互協議規定を含む租税条約等の締結国・地域\(PDF/241KB\)](#)」をご覧ください。

Q1-6 相互協議を取り巻く国際的な状況を教えてください。

- 近年、相互協議の件数については、世界的にも増加傾向にあります。増加していく件数を効果的かつ効率的に処理するためには、二国間の取組だけではなく、多国間での取組も重要となります。
- 平成 24 年に OECD が立ち上げた BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトにおいても、意図しない二重課税の発生等の不確実性を排除し、予測可能性を確保するために、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとする事が図られました。平成 27 年 10 月に公表された最終報告書（行動 14 最終報告書）では、実効的な相互協議の実施を妨げる障害を除去するために各国が最低限実施すべき措置（ミニマムスタンダード）等が勧告されています。
- ミニマムスタンダードについては、その実施を確保するため、各国・地域における実施状況のモニタリングを行うこととされています。このモニタリングは、OECD 税務長官会議（FTA：Forum on Tax Administration）に設けられている相互協議フォーラム（FTAMAP フォーラム）において、平成 28 年 12 月から開始されており、ミニマムスタンダードの実施に合意した各国・地域の税務当局が相互審査（ピアレビュー）することにより行われています。

(参考) 行動 14 最終報告書における主な勧告 (仮訳)

- 1.3 各国は、適時に相互協議事案を解決することにコミットすべきである。各国は平均 24 か月以内に相互協議事案を解決するよう努めることにコミットする。当該目標の達成に向けた各国の進捗状況は、構成要素 1.5 で述べられる合意された報告枠組みに従い作成される統計に基づいて、定期的に審査される。
- 1.6 各国は、ミニマムスタンダードの遵守状況について、FTA MAP フォーラムにおける参加国により審査を受けることにコミットすべきである。
- 2.1 各国は、相互協議手続を利用するための規則、ガイドライン及び手続を公表するべきであり、納税者が当該情報を利用できるよう適切な措置をとるべきである。各国は、相互協議に係るガイダンスが明確であること及び公に容易に入手できることを確保するべきである。

※ 行動 14 最終報告書の原文・仮訳は、[こちら](#)をご覧ください。

Q1-7 相互協議の申立てを行ってから相互協議手続が完結するまでどのくらいの期間がかかりますか。

- 相互協議に要する期間は、個々の事案の内容の複雑性、申立者の資料の提出状況、相手国等の税務当局の執行体制などによって異なりますので、一概には言えませんが、これまでの実績によれば、平均 2 年程度です。
- これまでの実績の詳細については、「[相互協議の状況について](#)」をご覧ください。
- 行動 14 最終報告書 (Q1-6 参照) では、課税事案に係る相互協議に関して、各国・地域とも平均 24 か月以内に解決するよう努めることが勧告されています。国税庁においても、この勧告の遵守を目標として相互協議を実施しています。

(参考) 行動 14 最終報告書 勧告 1.3 (仮訳)

各国は、適時に相互協議事案を解決することにコミットすべきである。各国は平均 24 か月以内に相互協議事案を解決するよう努めることにコミットする。当該目標の達成に向けた各国の進捗状況は、構成要素 1.5 で述べられる合意された報告枠組みに従い作成される統計に基づいて、定期的に審査される。

Q1-8 相互協議を申し立てる際に特に留意すべき事項を教えてください。

(1) 事前相談の積極的な活用

- 相互協議が効果的かつ円滑に行われるかどうかは、個々の事案の特殊性や複雑性、相手国等の税務当局の執行体制や相互協議に係る経験、相手国等における法令や課税に係る考え方、国内の権利救済制度に関する状況など様々な要因に影響を受けます。相互協議を進めるに際してはこのような要因を考慮した対応が必要となりますので、相互協議の申立てに当たっては事前相談を積極的に利用されることを強くお勧めします (Q2-3~Q2-5 参照)。

（２）適時の連絡及び資料の提出

- 相互協議を効果的かつ円滑に進めるために、相互協議担当者との十分な連絡を図るようご協力をお願いします。
- 相互協議の申立てに理由があるか否かの判断や相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出、又は事前確認審査のために必要と認められる資料の提出を、相互協議又は事前確認審査の担当者からお願いすることがあります。その場合は、速やかに提出するようご協力をお願いします。
- 相互協議に必要なこれらの資料については、例えば、国外関連者を通じて相手国等の税務当局から提出を求められることもあります。相手国等の税務当局に提出した資料については、我が国の担当者とも必ず共有してください。
- 相互協議に関する重要な事項について適時の連絡や資料の提出がない場合には、相互協議の円滑な進行が妨げられ、場合によっては相互協議での解決が困難になる可能性があることにご留意ください。

（３）提出資料の内容

- 移転価格課税事案や事前確認事案のように申立者及び国外関連者がそれぞれ我が国及び相手国等の税務当局に直接に申立書を提出したり、資料を提出したりするような事案があります。このような事案については、双方の税務当局への説明内容（相互協議申立書や相互協議に必要な資料の提出を含みます。）に著しい乖離があったり、双方の税務当局への説明のタイミングが著しく異なったりすると、相互協議で混乱が生じ、相互協議による円滑な解決が妨げられる可能性があります。
- 特に、日本側で提出した内容と著しく異なる内容の相互協議申立書が相手国等で提出された場合には、相互協議の円滑な進行が妨げられ、場合によっては相互協議での解決が困難になる可能性があることにご留意ください。

2. 相互協議の手続

Q2-1 誰が相互協議の申立てを行うことができるのでしょうか。

- 相互協議の根拠となる租税条約の規定により、次の者（租税条約の規定に適合しない課税を受けた又は受けるに至ると認める者に限ります。）が相互協議の申立てを行うことができます。
 - ① 居住者
 - ② 内国法人
 - ③ 非居住者（注）
 - ④ 外国法人（注）
- （注） 非居住者又は外国法人については、適用される租税条約において認められている場合に限り、相互協議の申立てを行うことができます。
- 事前確認に係る相互協議の申立てについては、移転価格事務運営要領等に定める事前確認の申出を行った者又は行う者が、行うことができます。

（参考）[租税条約等交渉の現状（条文・概要）（財務省ホームページへリンク）](#)

Q2-2 相互協議を申し立てるための手続を教えてください。

- 相互協議の申立ては、相互協議申立書（Q2-6 参照）及び添付資料（Q2-7 参照）それぞれ 1 部を国税庁相互協議室に提出することにより行っていただく必要があります。
- 相互協議の申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合（事前確認に係るものを除く。）には、令和 4 年改正指針経過的取扱い(1)に従って、その連結子法人の連結親法人が国税庁相互協議室に相互協議申立書及び添付資料を提出することにより行っていただく必要があります。

（提出先）

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁長官官房相互協議室相互協議第一係
連絡先： 03-3581-5451（代表）

- 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合は、相互協議の申立ての他に、納税地の管轄国税局に、移転価格事務運営要領等に定める事前確認の申出を行う必要があります（Q2-13 参照）。
- 相互協議の申立て前に、相互協議についての事前相談をご利用ください（Q2-3 参照）。

Q2-3 相互協議の申立て前に国税庁に相談ができるのでしょうか。

- 国税庁相互協議室は、相互協議の申立てを行うことを検討している方からの事前相談に応じておりますので、積極的に利用されることをお勧めします（Q1-8 参照）。
なお、代理人を通じた匿名の事前相談も可能です。
- 事前相談は予約制としておりますので、相談を希望される方は国税庁相互協議室にご連絡いただき、予約をお願いします（連絡先は Q2-2 参照）。
- 事前確認事案に関する事前相談については、納税地の管轄国税局の担当部署を通じて予約することもできます。

Q2-4 事前相談はいつまでに行う必要がありますか。

- 事前相談については、期限はありませんが、相互協議が効果的かつ円滑に行われるよう、租税条約の規定に適合しない課税を受けた場合又は受けることとなった場合には、できるだけ早めに相談されることをお勧めします。
- 租税条約によっては、相互協議の申立てに期間制限があることにご留意ください（Q2-9 参照）。
- 事前確認事案については、確認申出書の提出期限が設けられていることにご留意ください。

Q2-5 事前相談の際には、どのような資料を用意する必要がありますか。

- 課税事案に関する事前相談においては、事前相談をより円滑に行うため、相互協議を申し立てようとする課税の概要、当該課税に係る事実関係についての概要、申し立てようとする理由などに関する資料をご用意ください。
- 事前確認事案に関する事前相談においては、例えば、確認対象取引や確認対象取引を行う組織の概要、国外関連者との資本関係などに関する資料をご用意ください。
- 資料のうち、外国語で記載されているものについては、日本語訳を添付してください。

Q2-6 相互協議申立書の様式について教えてください。

- 「[相互協議申立書\(別紙様式 1\)\(PDF/328KB\)](#)」をご覧ください。

Q2-7 相互協議申立書に添付が必要な書類を教えてください。

○ 相互協議申立書に次の資料を添付してください。

① 相互協議の申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合 (課税を受けた場合)
✓ 更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し ✓ 当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面
(課税に至っていない場合)
✓ 課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面
② 相互協議の申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合において、申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているとき
✓ 上記①の資料 ✓ 不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面 ✓ 不服申立書又は訴状の写し
③ 相互協議の申立てが我が国又は相手国等における移転価格課税に係るものである場合
✓ 上記①の資料 ✓ 相互協議の申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
④ 相互協議の申立てが租税条約等実施特例省令第 13 条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合
✓ 上記①の資料 ✓ 考慮すべき事項として定められているものに関する資料
⑤ 申立者又はその国外関連者が相手国等の税務当局に相互協議の申立てを行っている場合
✓ 上記①の資料 ✓ 相手国等の税務当局に相互協議の申立てを行っている旨を証する書類の写し
⑥ その他相互協議の参考となる資料

○ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合、納税地の管轄国税局に提出した確認申出書及び当該申出書に添付された資料が国税庁相互協議室に回付されるため、相互協議申立書への関係資料の添付は必要ありません。

○ 添付資料のうち外国語で記載された資料については、日本語訳を添付してください。

- 相互協議の申立てを行った後において、相互協議の申立てに理由があるか否かを判断するために必要と認められる資料や相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出をお願いすることがあります。その場合には、速やかに提出するようご協力をお願いします。

Q2-8 相互協議の申立てや事前相談において、国税庁に対して手数料を支払う必要はあるのでしょうか。

- 我が国においては、相互協議の申立て及び事前相談について手数料は不要です。

Q2-9 相互協議の申立てはいつまでに行う必要があるのでしょうか。

- OECD モデル租税条約第 25 条においては、租税条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以内に相互協議の申立てを行わなければならない旨が定められています。
- 我が国が締結している多くの租税条約においても、これと同様の規定が定められていますが、個々の租税条約によって異なりますので、適用される租税条約をご確認ください。

(参考) OECD モデル租税条約第 25 条 (仮訳)

1. 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者又は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以内に、しなければならない。

Q2-10 相互協議の申立てを行うことができる具体例を教えてください。

- 例えば次のような場合に相互協議の申立てを行うことができます。
 - ① 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が相互協議を求める場合
 - ② 内国法人とその国外関連者との間における取引について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領等に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合
 - ③ 居住者又は内国法人が、相手国等における恒久的施設の有無又は相手国等に有する恒久的施設に帰せられる所得の金額について、相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互

協議を求める場合

- ④ 居住者又は内国法人が、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合
 - ⑤ 居住者又は内国法人が、相手国等において行われる所得税の源泉徴収について、租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合
 - ⑥ 非居住者で日本の国籍を有する者が、相手国等において、当該相手国等の国民よりも重い租税又は要件を課され、又は課されるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合
 - ⑦ 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、相互協議を求める場合
- 上記①や③に関しては、例えば、行動 14 最終報告書（Q1－6 参照）に記述されている「納税者が行った真正な国外調整」（注 1）や複数の相手国等に係る事案（注 2）についても、相互協議の申立てを行うことができます。
- （注） 1． 相手国等においてその国内法に基づき納税者により自発的に行われる調整のうち、独立企業原則に適合した結果を反映させるために関連者間取引の価格又は恒久的施設への帰属利得を調整するよう申告内容を修正するものをいいます（行動 14 最終報告書ベストプラクティス 9）。
- 2． 複数の相手国等との取引に係る移転価格課税等に関する事案をいいます。
- 租税条約の規定に適合しない課税を受けた場合において、租税条約に設けられたいわゆる濫用防止規定の適用条件が満たされたか否か、国内法の濫用防止規定の適用が租税条約の規定に抵触するか否かについて、課税を行った税務当局と異なる意見を有するときにも、相互協議の申立てを行うことができます。

Q2－11 租税条約の規定に適合しない課税を受けました。課税が行われた国の国内法に基づいて不服申立てを行うこととしていますが、これと併せて相互協議の申立てを行うことはできますか。

- 相互協議の申立ては、申立者又はその国外関連者が当該相互協議の申立てに係る課税について不服申立て又は訴訟を行っているかどうかにかかわらず、行うことができます。当該不服申立て又は訴訟を行っている場合には、相互協議申立書に、他の必要な添付書類に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写しを添付してください。
- 相互協議の申立ての対象となる論点に関して、我が国で不服申立て又は訴訟の結論が示されている場合、国税庁相互協議室は、その内容を尊重して相互協議を実施することとなります。

Q2-12 相互協議申立書について提出後に不備があることが判明しました。どのように訂正を行えばよいでしょうか。

- 相互協議申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、速やかに国税庁相互協議室にご連絡ください。
- 国税庁相互協議室が相互協議申立書の記載事項又は添付書類に不備があることを発見した場合には、申立者に対してその補正を求めることとなります。申立者が補正に応じなかった場合、国税庁相互協議室は、相手国等の税務当局に相互協議の申入れを行わず、その旨を申立者に通知することとなります。

Q2-13 事前確認に係る相互協議の手続を教えてください。

- 事前確認に係る相互協議の申立てについては、他の相互協議事案と同様の手続となりますが、移転価格事務運営要領等に定める確認申出書を提出する必要がありますのでご注意ください。
- 当該確認申出書が提出されていない場合や当該確認申出書を取り下げた場合には、相互協議を開始又は継続する正当な理由はないことから、国税庁相互協議室は、相手国等の税務当局に相互協議の申入れを行わず、又は相互協議の終了を申し入れ、その旨を申立者に通知することとなります。

Q2-14 相互協議の申立てを行った場合であっても、相互協議が開始されないことはあるのでしょうか。

- 次の場合には、国税庁相互協議室は、相互協議の申立てがあっても相手国等の税務当局に対して相互協議の申入れを行いません。
 - ① 相互協議申立書の記載事項又は添付書類に不備があるために、国税庁相互協議室が申立者に補正を求めたにもかかわらず、申立者が補正に応じない場合
 - ② 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、移転価格事務運営要領等に定める事前確認の申出を行っていない場合（申立者が当該事前確認の申出を取り下げた場合を含む。）
 - ③ 相互協議の申立てに理由があるか否かを判断するために、国税庁相互協議室が申立者に当該判断に必要と認められる資料の提出を求めたにもかかわらず、当該資料の提出がない場合
 - ④ 相互協議の申立てに理由があると認められない場合（相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合においては、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領等に定める事前確認できないものに該当する場合）

Q2-15 当社は、連結グループとして既に相互協議の申立てを行っておりますが、グループ通算制度へ移行後の手続を教えてください。

- グループ通算制度へ移行後においては、相互協議の手続は各法人に対して適用されますが、令和2年旧法人税法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度を対象とする相互協議の申立てについては、令和4年改正指針経過的取扱い(1)により、引き続き連結親法人に対して適用されます。
- 連結親法人によって既に行われた事前確認に係る相互協議の申立て(対象期間に連結事業年度と令和4年4月1日以後に開始する事業年度のいずれも含むものに限ります。)については、令和4年改正指針経過的取扱い(3)が適用され、移転価格事務運営要領等に定める「連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書」を提出した法人に対して相互協議の手続を適用します。
- なお、「連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書」に関する手続については、移転価格事務運営要領等をご覧ください。

Q2-16 相互協議において、申立者はどのような協力を行う必要がありますか。

- 相互協議の申立てに理由があるか否かの判断や相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出、又は事前確認審査のために必要と認められる資料の提出をお願いすることがあります。その場合は、速やかに提出するようご協力をお願いします(Q1-8 参照)。
- 相互協議に必要なこれらの資料については、例えば、国外関連者を通じて相手国等の税務当局から提出を求められることもあります。相手国等の税務当局に提出した資料については、我が国の担当者とも必ず共有してください。また、このような資料を相手国等の税務当局へ提出する場合には、双方の税務当局への説明に乖離が生じないようにお願いします(Q1-8 参照)。

Q2-17 相互協議において合意案がまとまった場合、国税庁相互協議室からどのような連絡があるのでしょうか。

- 相手国等の税務当局との相互協議において合意案がまとまった場合には、合意に先立って、国税庁相互協議室から、その合意案を文書で申立者に通知し、申立者がその合意案に同意するかどうかの確認を行います。国税庁相互協議室は、申立者がその合意案の内容に同意することを確認した場合に、相手国等の税務当局と正式に合意します。
- その後、国税庁相互協議室から申立者(注)に対して「相互協議の合意について(通知)」を送付することにより、合意の日及び合意内容を通知することとなります。
(注)「連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書」の提出を要する相互協議の申立てについては、当該提出を行った法人をいいます(Q2-15 参照)。

**Q2-18 国税庁相互協議室から、「相互協議の合意について（通知）」を受領しました。
この後、何か手続を行う必要はあるのでしょうか。**

- 相互協議事案について合意に至った場合、その合意を実施するための手続が必要になります。その手続は、事案の内容に応じて次のようになります。

（源泉徴収以外の課税事案）

- 我が国において更正・決定を行った課税事案について相互協議の合意に至ったことにより、申立者の納税申告書に係る課税標準等又は税額等のうちに減額されるものがある場合は、国税通則法第 26 条《再更正》の規定に基づき、職権による更正を行います。したがって、更正の請求を行っていただく必要はありません。
- 相手国等において更正・決定を行った課税事案について相互協議の合意に至ったことにより、申立者の納税申告書に係る課税標準等又は税額等のうちに減額されるものがある場合は、申立者は、租税条約等実施特例法第 7 条第 1 項又は第 2 項《租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例》の規定に従って、当該合意の日の翌日から起算して 2 か月以内に、国税通則法第 23 条第 1 項又は第 2 項《更正の請求》の規定に基づく更正の請求を行っていただく必要があります。

（源泉徴収に係る課税事案）

- 相互協議の合意に至ったことにより、我が国の源泉徴収義務者が納付した源泉所得税及び復興特別所得税の額の全部又は一部が還付されることとなった場合において、還付の対象となる源泉所得税及び復興特別所得税の額が自主納付されたものであるときは、当該源泉徴収義務者は「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を速やかに提出していただく必要があります。
- 還付の対象となる源泉所得税及び復興特別所得税の額が納税告知を受けて納付されたものであるときには、職権により還付を行います。したがって、当該源泉徴収義務者は「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を提出していただく必要はありません。
- 相互協議の合意に至ったことにより、相手国等の居住者等から居住者又は内国法人が支払いを受けた所得に対して相手国等によって課税された源泉所得税の額が減額される場合は、相手国等の手続に従って還付を受けていただく必要がありますので、ご注意ください。

（事前確認事案）

- 事前確認事案について相互協議の合意に至った場合には、まず、必要に応じ確認申出書を当該合意の内容に従って修正していただく必要があります。その後、修正された確認申出書の内容に基づいて、所轄税務署長から確認通知書が送付されることになります。
- 確認事業年度に係る確定申告後に、確認取引の対価の額が相互協議の合意内容に適合していないことにより所得の金額が過少となっていたことが判明した場合には、自

主的に修正申告書を提出していただくことになります。税務当局の指摘等によらず、自主的にご提出いただく修正申告書については、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項《過少申告加算税》に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しません。

また、同条第 5 項の調査通知後に修正申告書が提出された場合であっても、その内容のうち、事前確認の内容に適合させるための部分は、同項に規定する「調査通知がある前に行われたもの」として取り扱われます。

(注) 上記の取扱いは、あくまで確認取引に係る加算税に関するものであり、修正申告に伴い増加する本税額の納付が必要であることはもとより、修正申告書の内容のうち事前確認の内容に適合させるための部分以外のものについては加算税が賦課される場合があることにご留意ください。

- 確認事業年度に係る確定申告後に、確認取引の対価の額が相互協議の合意内容に適合していないことにより所得の金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従って、当該合意の日の翌日から起算して 2 か月以内に、国税通則法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく更正の請求を行っていただく必要があります。

(地方税)

- 相互協議の合意に至ったことにより、申立者の納付すべき所得税又は法人税の額に異動が生じることとなる場合には、これらの額を基礎として計算される地方税の額についても異動が生じることとなります。この場合に必要となる手続等については、納税地を管轄する地方税当局にご相談ください。

Q2-19 相互協議において合意に至らない場合もあるのでしょうか。

- 相互協議の申立てについて正当な理由がある場合には、申し立てられた事項について我が国及び相手国等の税務当局間の合意によって解決するように努めることが、租税条約において規定されています。
- ただし、例えば、相互協議が開始された後に相互協議の申立てに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされていないことが判明した場合等、相互協議を継続する理由がなくなった場合には、相手国等の税務当局に対して相互協議を終了する旨の申入れを行います。
- 申立者から相互協議に必要な資料の提出について協力が得られない場合、申立者が合意に先立って通知される合意案に同意しなかった場合、申立者及び国外関係者による双方の税務当局への説明内容（相互協議申立書や相互協議に必要な資料の内容を含みます。）に著しい乖離があったこと等により、相互協議に重大な影響が生じることとなった場合、その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合には、相手国等の税務当局に対して相互協議を終了する旨の申入れを行う

こととなります。

- これらの相互協議を終了する旨の申入れに対して相手国等の税務当局の同意が得られた場合には、国税庁相互協議室から申立者に対して「相互協議手続の終了について（通知）」を送付することにより、相互協議手続を終了した旨を通知します。
- 相手国等の税務当局から相互協議を終了する旨の申入れがあった場合で、我が国がその申入れに同意したときにおいても、相互協議手続は終了することにご留意ください。

Q2-20 相互協議の継続が必要なくなったため、申立てを取り下げたいのですが、その場合の手続を教えてください。

- 相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」又は「相互協議手続の終了の通知」を受けるまでの間、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができます。その場合には、「相互協議申立ての取下書」1部を、国税庁相互協議室に提出してください。
- 相互協議申立ての取下書の様式については、「[相互協議申立ての取下書\(別紙様式4\)\(PDF/113KB\)](#)」をご覧ください。

Q2-21 相手国等の税務当局から移転価格課税に係る相互協議の申入れがあった場合の手続を教えてください。

- 国外関連者がその居住地国等において移転価格課税に係る相互協議の申立てを行い、その居住地国等の税務当局から国税庁相互協議室に相互協議の申入れがあった場合、国税庁相互協議室は、当該相互協議の申入れの対象となる移転価格課税の国外関連取引の当事者である内国法人が、相互協議の申立てを行うか確認します。
- また、この場合においても、円滑な協議の実施のために、相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を、相互協議の担当者からお願いすることがあります。その場合は、速やかに提出するようご協力をお願いします。
- 当該内国法人が相互協議を希望しない場合は、国税庁相互協議室は、当該相互協議の申入れの対象となった移転価格課税について相互協議を行うかどうか、当該相互協議の申入れを行った税務当局と協議を行います。相互協議の申入れがあれば、相互協議の申立てがあった場合と同様に、条約に適合しない課税について誠実かつ適時に解決に努めますので、当該内国法人が相互協議の申立てを行わないことだけを理由に、単独で相互協議を終了することはありません。

3. 仲裁

Q3-1 租税条約上の仲裁手続とはどのようなものなのでしょうか。

- 租税条約上の仲裁手続とは、租税条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、両締約国の税務当局が相互協議を開始してから一定の期間内に合意に至ることができない場合に、当該事案の申立者からの要請に基づき、当該事案の未解決の事項を仲裁に付託する手続です。仲裁のための仲裁委員会は、両締約国の税務当局以外の第三者から構成されます。我が国が締結している一部の租税条約には、仲裁手続に関する規定（仲裁規定）が定められています。
- 仲裁に付託された未解決の事項についての決定（仲裁決定）は、申立者等がこれを実施する相互協議の合意を受け入れない場合を除き、両締約国を拘束するものとされ、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施されます。
- 我が国が締結している租税条約における仲裁規定の内容については、該当する各租税条約（これに付属する議定書を含みます。）をご覧ください。
- 仲裁規定が設けられた租税条約においては、仲裁の要請からおおむね2年以内に仲裁決定が実施されることを確保するために、両締約国の税務当局間で仲裁規定の実施のための取決めを合意によって定めることとされています。これまでに合意した取決めの内容については、個別の仲裁手続に係る実施取決めをご覧ください。

（参考） 1. 我が国が締結している租税条約は、おおむね OECD モデル租税条約に沿った規定を採用しています。OECD モデル租税条約には、以下の仲裁規定が定められています。

OECD モデル租税条約第 25 条 5（仮訳）

- a) 一方の又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1 の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
- b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局から求められる全ての情報が両締約国の権限のある当局に対して提供された日から2年以内に、2 の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項について、いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

2. [租税条約等交渉の現状（条文・概要）（財務省ホームページへリンク）](#)
3. [仲裁手続に係る実施取決め](#)

Q3-2 誰が仲裁の要請を行うことができるのでしょうか。

- 仲裁規定が租税条約に定められており、かつ、当該租税条約に基づき行われる相互協議において、両締約国の税務当局が相互協議の開始の日から仲裁規定に定められた期間内に合意に至ることができない場合には、その相互協議の申立者は仲裁の要請を行うことができます。
- 相互協議の開始の日については、国税庁相互協議室が相手国等の税務当局との間で確認し、申立者に通知します。
- 仲裁の要請を行うことができるのは租税条約の規定に適合しない課税を受けた事案に限られます。

Q3-3 仲裁の要請を行うための手続を教えてください。

- 仲裁の要請は、「仲裁要請書」1部を国税庁相互協議室に提出することにより行っていただく必要があります。
 - 仲裁要請書の様式については、「[仲裁要請書\(別紙様式 6\)\(PDF/232KB\)](#)」をご覧ください。
- (注) 1. 仲裁の要請を行った者は、Q2-17 の通知（相互協議の合意の通知）を受けるまでの間、「仲裁要請の取下書」を国税庁相互協議室に提出することにより、仲裁の要請を取り下げることができます。仲裁要請書の取下書の様式については、「[仲裁要請書の取下書\(別紙様式 7\)\(PDF/144KB\)](#)」をご覧ください。
2. 仲裁の要請を行った者が、仲裁の要請の取下げとともに相互協議の申立ての取下げを行う場合には、「相互協議申立ての取下書」を国税庁相互協議室に提出することで足り、別途「仲裁要請の取下書」を提出していただく必要はありません（Q2-20 参照）。

Q3-4 仲裁の要請を行う場合、手数料を支払う必要はあるのでしょうか。

- 我が国においては、仲裁の要請について手数料は不要です。

Q3-5 仲裁の要請を行う際の留意事項を教えてください。

- 相互協議における未解決の事項について、我が国又は相手国等の裁判所又は行政審判所が既に決定を下している場合には、仲裁の要請を行うことができないことにご留意ください。

4. 移転価格課税等に係る納税の猶予制度

Q4-1 移転価格課税等に係る納税の猶予について教えてください。

- 我が国において移転価格課税等の更正又は決定を受けた者が相互協議の申立てを行った場合には、その申立者の申請に基づき、当該更正又は決定により納付すべき所得税の額若しくは法人税の額及び地方法人税の額並びにその加算税の額として計算した一定の金額を限度として、一定期間に限り、その納税の猶予を受けることができます。

(注) なお、当該更正又は決定により納付すべき復興特別所得税の額又は復興特別法人税の額及びその加算税の額についても納税の猶予を受けることができます。

- 納税の猶予を受けることができる一定期間とは、我が国における移転価格課税等の更正又は決定に係る納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後である場合には、当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日（合意に至らずに相互協議が終了した場合等一定の場合には、国税庁長官がその旨を通知した日）の翌日から1か月を経過する日までの期間をいいます。
- 納税の猶予に係る具体的な手続については、「[相互協議の手続について（事務運営指針）](#)」の42《納税の猶予》をご覧ください。
- 納税の猶予期間中は延滞税が免除されますが、更正又は決定があってから納税の猶予の申請を行うまでに生じた延滞税は免除されませんのでご注意ください。

Q4-2 誰が納税の猶予を申請することができるのでしょうか。

- 納税の猶予の根拠となる租税特別措置法の規定により、以下の全ての要件を満たす個人又は法人が納税の猶予を申請することができます。
 - ① 我が国において移転価格課税等の更正又は決定を受けたこと
 - ② 当該更正又は決定について、租税条約の規定に従って相互協議の申立てを行っていること
 - ③ ①により納付すべき更正又は決定に係る所得税の額若しくは法人税の額及び地方法人税の額のうち納税の猶予を受けようとする金額（納税の猶予に係る所得税等）が②による相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象になるものであること
 - ④ 納税の猶予に係る所得税等以外の国税の滞納がないこと
 - ⑤ 原則として、納税の猶予に係る金額に相当する担保の提供があること
- 納税の猶予を申請することを検討している場合には、その旨を事前相談において国税庁相互協議室の担当者に伝えてください。
- 相互協議申立書を提出する際には「租税特別措置法第66条の4の2第1項《国外関係者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》等に規定する納税の猶予の希望の有無」欄の「有」に「レ」印を記載してください（Q2-6 参照）。

Q4-3 納税の猶予を申請するための手続を教えてください。

- 納税の猶予の申請は、所轄税務署長に対して、「納税の猶予申請書」及び添付資料（Q4-4 参照）それぞれ 2 部を提出し、担保を提供（Q4-5 参照）していただく必要があります。
- 納税の猶予申請書の様式については、「[納税の猶予申請書\(別紙様式 5-1\)](#) (PDF/205KB)」をご覧ください。

Q4-4 納税の猶予申請書に添付が必要な書類を教えてください。

- 「納税の猶予申請書」に次の資料をそれぞれ 2 部添付してください。
 - ① 我が国において移転価格課税等の更正又は決定を受けたことを理由として、我が国又は相手国等の税務当局に対して相互協議の申立てを行ったことを証する書面（相手国等の税務当局に対して相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての翻訳資料を添付してください。）
 - ② 納税の猶予に係る所得税等が、我が国における移転価格課税等の更正又は決定に係るものであること及び相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

Q4-5 納税の猶予の担保にはどのようなものがあるのでしょうか。

- 納税の猶予の担保の種類は、国税通則法第 50 条各号《担保の種類》に規定する次に掲げるものです。
 - ① 国債及び地方債
 - ② 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含みます。）その他の有価証券で所轄税務署長が確実と認めるもの
 - ③ 土地
 - ④ 建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登録を受けた建設機械で、保険に付したもの
 - ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
 - ⑥ 所轄税務署長が確実と認める保証人の保証
 - ⑦ 金銭
- 詳細については、[納税の猶予等の取扱要領](#)第 4 章第 2 節をご覧ください。
- なお、担保の提供に当たっては、「[担保提供書\(別紙様式 5-2\)](#)(PDF/151KB)」のほか、納税の猶予等の取扱要領第 4 章第 2 節に掲げる書類を併せて提出していただく必要がありますのでご注意ください。

Q4-6 納税の猶予を申請しました。申請の結果についてはどのような連絡があるのでしょうか。

- 提出された納税の猶予申請書・添付書類及び担保に関する書類等により、納税の猶予に係る申請要件（Q4-2 参照）の全てを満たしているかどうか審査されます。その結果、納税の猶予が許可される場合には、納税地の管轄国税局の担当部署から申請者に対して「納税の猶予許可通知書」を送付することにより、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を通知することとなります。
- 納税の猶予が許可されない場合には、納税地の管轄国税局の担当部署から申請者に対して「納税の猶予不許可通知書」を送付することにより、その旨を通知することとなります。
- 許可又は不許可に係る通知は、保証人又は物上保証人がいる場合には、これらの者にも送付されます。

Q4-7 納税の猶予期間中に留意すべきことがあれば教えてください。

- 納税の猶予期間中は、納税証明書その 3（未納税額が無い証明）を発行することはできないことにご留意ください。
- 納税の猶予期間中に還付金が発生した場合には、納税の猶予に係る所得税等に充当することはできません。

Q4-8 複数の相互協議に係る納税の猶予を受けています。今般、国税庁相互協議室から、一部の相互協議において合意に至った旨の連絡を受領したのですが、納税の猶予の取扱いはどうなるのでしょうか。

- 納税の猶予に係る所得税等が複数の相互協議に係るものである場合において、その一部の相互協議において合意に至ったときは、当該一部の相互協議に係る納税の猶予等に係る所得税等の猶予期間は、当該合意に基づく更正があった日の翌日から 1 か月を経過する日に終了することとなります。この場合、納税地の管轄国税局の担当部署から納税の猶予を受けている者に対して「納税の猶予額変更通知書」を送付することにより、他の継続する相互協議に係る納税の猶予に係る所得税等を通知することとなります。
- 変更に係る通知は、保証人又は物上保証人がいる場合には、これらの者にも送付されます。

Q4-9 納税の猶予が取り消されることはあるのでしょうか。

- 納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、納税地の管轄国税局の担当部署は、当該納税の猶予を取り消すことができます。

- ① 相互協議の申立てを取り下げたとき
- ② 相互協議に必要な書類の提出につき協力しないとき
- ③ 国税通則法第 38 条第 1 項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が納税の猶予に係る所得税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ④ 納税の猶予に係る所得税等につき提供された担保について、納税地の管轄国税局長が国税通則法第 51 条第 1 項《担保の変更等》の規定によってした命令に応じないとき
- ⑤ 新たに納税の猶予に係る所得税等以外の国税を滞納したとき（納税地の管轄国税局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）
- ⑥ 納税の猶予を受けている者の財産の状況その他の事情の変化により、その納税の猶予を継続することが適当でないと認められるとき
- 納税の猶予が取り消された場合には、納税地の管轄国税局の担当部署から納税の猶予を受けている者に対して「納税の猶予取消通知書」を送付することにより、その旨を通知することとなります。
- 取消に係る通知は、保証人又は物上保証人がいる場合には、これらの者にも送付されます。

Q4-10 地方税について、納税の猶予に相当する制度はあるのでしょうか。

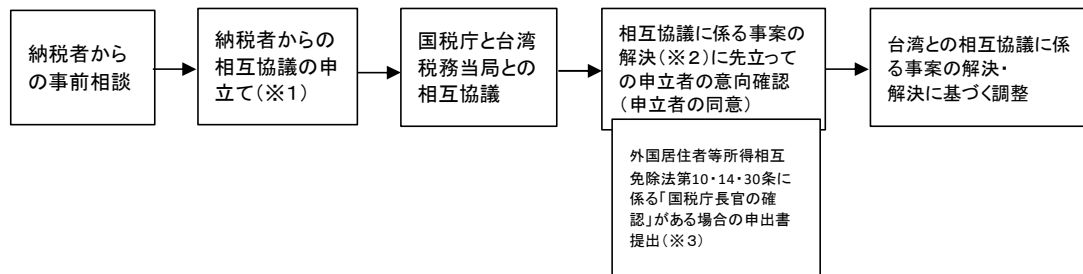
- 地方税についても、納税の猶予に相当する制度があります。具体的には、我が国において移転価格課税等の更正又は決定を受けた者が、相互協議の申立てをした上で納税地を管轄する地方税当局に申請をした場合には、当該更正又は決定に係る地方税（道府県民税、市町村民税及び事業税）の額で相互協議の対象とされているもの及びその加算金の額の徴収を猶予するというものです（地方税の徴収猶予）。
- 地方税の徴収猶予を申請する場合には、相互協議申立書を提出する際に「地方税法第 55 条の 2 第 1 項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》等に規定する徴収猶予の希望の有無」欄の「有」に「レ」印を記載してください（Q2-6 参照）。
- 地方税の徴収猶予の申請、許可・不許可や担保の管理等の具体的な事務は地方税当局が所掌しているため、詳細については納税地を管轄する地方税当局にお問合せください。

5. 日台民間租税取決め関係

Q5-1 日台民間租税取決めの中で規定されている相互協議の取扱いについて教えてください。

- 日台民間租税取決めで規定された内容を国内で実施するための国内法の整備が行われ、租税条約に相当する枠組みが構築されています。
- 日台民間租税取決めには相互協議に相当する手続に関する規定（第24条）が設けられており、当該相互協議に相当する手続に関しては「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について（事務運営指針）」に定められるところにより行われることとなります。その基本的な流れは以下のとおりとなります。

（参考）基本的な流れ（課税事案の場合）



（注） 1. 「[相互協議申立書\(台湾用\)\(別紙様式 1\)\(PDF/262KB\)](#)」

2. 相互協議に係る事案の解決とは、相互協議の合意に相当します。

3. 「[外国居住者等所得相互免除法施行規則第 4 条等の規定に基づく申出書\(別紙様式 2\)\(PDF/203KB\)](#)」

- 基本的には、一般の租税条約に規定されている相互協議に関する規定に基づいて行われる相互協議に類似した流れで行われることとなりますが、手続に必要な様式は「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について（事務運営指針）」により別途定められているほか、事案の解決の内容が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第10条第1項《外国居住者等の内部取引に係る課税の特例》、第14条第1項《外国関連者との取引に係る課税の特例》又は第30条第1項《特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算の特例》に規定する国税庁長官の確認があるものとなる場合には、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を国税庁相互協議室に提出していただく必要があること等にご留意ください。
- 手続の詳細については、「[日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について（事務運営指針）](#)」をご覧ください。